

# 福井県報

号外第18号  
令和2年  
4月1日(水)  
火曜日発行

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 訓令

- ※副部長の掌理する事務を定める規程(九・人事課)……………一
- 辞令の特例に関する訓令(一〇・同)……………二
- 教育委員会訓令

- 辞令の特例に関する訓令(四・教育政策課)……………三

## 訓令

### 福井県訓令第9号

庁中一般

副部長の掌理する事務を定める規程を次のように定める。

令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

副部長の掌理する事務を定める規程

福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第202条第1項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	副部長	1 総務部政策推進グループの所管に属する事務 2 総務部の所管に属する事務のうち、副部長(財産活用)または副部長(大学私学)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、総務部内の複数の課に関連する事務
	副部長(財産活用)	財産活用課の所管に属する事務
	副部長(大学私学)	大学私学課の所管に属する事務
地域戦略部	副部長	1 地域戦略部の所管に属する事務のうち、副部長(未来戦略)または副部長(市町協働)の所管に属する事務以外のもの 2 前号に掲げるもののほか、地域戦略部内の複数の課に関連する事務
	副部長(未来戦略)	未来戦略課の所管に属する事務
	副部長(市町協働)	市町協働課の所管に属する事務
交流文化部	副部長	1 交流文化部政策推進グループの所管に属する事務 2 交流文化部の所管に属する事務のうち、副部長(観光地域づくり)または副部長(観光誘客)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、交流文化部内の複数の課に関連する事務
	副部長(観光地域づくり)	交流文化部の所管に属する観光地域づくりに関する事務

副部長 (観光誘客)	観光誘客課の所管に属する事務
副部長	1 安全環境部政策推進グループの所管に属する事務 2 安全環境部の所管に属する事務のうち、副部長 (県民安全)、副部長 (循環社会推進) または副部長 (防災) の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、安全環境部内の複数の課に関連する事務
副部長 (県民安全)	県民安全課の所管に属する事務
副部長 (循環社会推進)	循環社会推進課の所管に属する事務
副部長 (防災)	安全環境部の所管に属する防災に係る技術に関する事務
副部長	1 健康福祉部政策推進グループの所管に属する事務 2 健康福祉部の所管に属する事務のうち、副部長 (健康政策)、副部長 (子ども家庭) または副部長 (保健予防) の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、健康福祉部内の複数の課に関連する事務
副部長 (健康政策)	健康政策課の所管に属する事務
副部長 (子ども家庭)	子ども家庭課の所管に属する事務
副部長 (保健予防)	保健予防課の所管に属する事務
副部長	1 産業労働部政策推進グループの所管に属する事務 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長 (産業政策)、副部長 (国際経済) または副部長 (産業技術) の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、産業労働部内の複数の課に関連する事務
副部長 (産業政策)	産業政策課の所管に属する事務
副部長 (国際経済)	国際経済課の所管に属する事務
副部長 (産業技術)	工業技術センターの所管に属する技術に関する事務
副部長	1 農林水産部政策推進グループの所管に属する事務 2 農林水産部の所管に属する事務のうち、副部長 (福井米戦略)、副部長 (技術)、副部長 (

農林水産部	農林水産部 (福井米戦略)	農村振興) または副部長 (水産) の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産部内の複数の課に関連する事務
副部長 (技術)	農林水産部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長 (農村振興) または副部長 (水産) の掌理する事務以外のもの	
副部長 (農村振興)	農村振興課の所管に属する技術に関する事務	
副部長 (水産)	水産課の所管に属する技術に関する事務	
副部長	1 土木部政策推進グループの所管に属する事務 2 土木部の所管に属する事務のうち、副部長 (技術) または副部長 (防災・特定事業) の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、土木部内の複数の課に関連する事務	
副部長 (技術)	土木部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長 (防災・特定事業) の掌理する事務以外のもの	
副部長 (防災・特定事業)	土木部の所管に属する防災および特定事業に関する事務	

附 則

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 副部長の掌理する事務を定める規程 (令和元年福井県訓令第6号) は、廃止する。

福井県訓令第10号

庁中一般  
各出先機関  
労働委員会事務局  
辞令の特例に関する訓令を次のように定める。  
令和2年4月1日

福井県知事 杉本 達治

- この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職を発令したものとみなす。

地域戦略部地域鉄道課長補佐	地域戦略部並行在来線課長補佐
地域戦略部地域鉄道課長補佐 (並)	地域戦略部並行在来線課長補佐 (

行在来線)	並行在来線)
地域戦略部地域鉄道課長補佐 (並行在来線 (安全))	地域戦略部並行在来線課長補佐 (並行在来線 (安全))
地域戦略部地域鉄道課長補佐 (並行在来線 (電気))	地域戦略部並行在来線課長補佐 (並行在来線 (電気))

2 この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の主任もしくは企画主査を命ぜられている者または当該所属に勤務を命ぜられている者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の主任もしくは企画主査を命ぜられ、または当該所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

地域戦略部地域鉄道課	地域戦略部並行在来線課
産業労働部新産業創出課	産業労働部創業・経営課

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 教育委員会訓令

### 福井県教育委員会訓令第4号

庁中一般

各出先機関

各教育機関

辞令の特例に関する訓令を次のように定める。

令和2年4月1日

福井県教育委員会

この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の主任もしくは企画主査を命ぜられている者または当該所属に勤務を命ぜられている者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の主任もしくは企画主査を命ぜられ、または当該所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

学校振興課	教職員課
-------	------

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

令和二年四月一日  
印刷

発行

印刷人

〒九一〇―八五八〇  
〒九一〇―〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一  
福井県福井市文京一丁目十九―二十

福井県  
高桑印刷(株)

☎ 〇六三三二番